

ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの皆様へ

令和4年9月20日
在ジュネーブ領事事務所

在留邦人実態調査の実施について

毎年、当事務所では、海外で災害や緊急事態等が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報提供等の連絡を迅速に行えるよう、在留届の記載内容の現状を確認させていただいております。

本年度については、当事務所に在留届をご提出いただいた皆様のうち、①「直近の当事務所からのメールが送信エラーになっている方」、②「在留届にメールアドレスの記載がない方」、③「前年度の調査で在留確認できなかった方」及び④「在留届に記載の滞在期間が超過もしくは未記入の方」を対象として調査を実施しております。

また、上記④「在留届に記載の滞在期間が超過もしくは未記入の方」については、9月1日付け外務本省発の在留確認メールをもって調査を開始しており、同メールに対して、未回答の方には、下記の内容のメールを当事務所からお送りしています。同メールを受信された方は、お手数ですがメールの要領にそって「回答」いただきますようお願いいたします。

お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

送信元アドレス

CONSULATE2 <consulate-2@br.mofa.go.jp>

メール件名

【在ジュネーブ領事事務所からのお願い】在留邦人実態調査の実施

メール本文

※本メールは緊急情報ではありませんが、海外で災害や緊急事態等が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報提供等の連絡が迅速に行えるよう、**在留届の記載内容を確認させていただくため送付しています。**

※本調査は、**在ジュネーブ領事事務所が公式に実施しているものであり、当事務所ホームページにおいてご案内しています。**

お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本メールは、**在ジュネーブ領事事務所に在留届をご提出いただいた方のうち、9月1日付け外務本省発の在留確認メール**（送信元アドレス：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp、件名：

「（重要）在留届の滞在期間が過ぎました」または「（重要）【在留届】変更届または帰国・転出届提出のお願い」）に対して、**未回答の方**にお送りしています。本メールと行き違いで既に回答済みの場合はご放念ください。

お手数ですが、**本メールを確認後、9月30日（金）までに下記の要領で「回答」いただきますようお願いいたします。**

ご回答いただけない場合には、お電話にて確認する場合がありますので、予めご了承ください。

また、在留届の筆頭者におかれましては、同居家族の情報についても、併せてご確認ください。

なお、9月1日付けの在留確認メールは、在留届の「滞在期間」欄について、筆頭者ご自身または同居家族の記載済み滞在期間の期間が過ぎた方、もしくは未記入の方に自動送信されています。そのため、筆頭者の在留届に記載の滞在期間が期間内であっても、同居家族の滞在期間が超過もしくは未記入の場合には、在留確認メールが自動送信されますので、同居家族の情報を含め、今一度ご確認をお願いします。

記

1 引き続き当事務所管轄州（※）内にお住まいの方（一時帰国者含む）

※当事務所管轄州は、ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州、ティチーノ州です。

（1）オンラインで在留届を提出された方

●下記のURLから滞在期間の追記・変更、住所等の変更届をご提出ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

●パスワードを忘れた方は、下記のURLからパスワードを再登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/user/password/reset>

（2）書面で在留届を提出された方

●お名前（ローマ字、全員分）、生年月日（西暦、全員分）、滞在予定期間（例：2023年9月30日）、その他変更内容（住所等）をこのメールにご返信ください。また、滞在予定期間が「永住」であれば、その旨あわせてご返信ください。

●なお、新たにオンライン在留届で届出することにより、今後、変更等をオンラインで行うことができます。従来の在留届の受付日等を反映させるため、新たに届出される場合は、以下のオンライン在留届から届出いただき、お手数ですが、届出後、オンライン在留届に変更した旨を当事務所にご連絡ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/agree.html>

2 既に当事務所管轄州（※）外の州（スイス国内）または外国にお住まいの方

※当事務所管轄州は、ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州、ティチーノ州です。

(1) オンラインで在留届を提出された方

●下記のURLから帰国・転出届をご提出ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

●パスワードを忘れた方は、下記のURLからパスワードを再登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/user/password/reset>

(2) 書面で在留届を提出された方

●転出された方のお名前（ローマ字、全員分）と生年月日（西暦、全員分）、転出年月日・転出先をこのメールにご返信ください。

3 既に日本に「本帰国」(※)されている方

※休暇等の一時帰国は含まれません。

(1) オンラインで在留届を提出された方

●下記のURLから帰国・転出届をご提出ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

●パスワードを忘れた方は、下記のURLからパスワードを再登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/user/password/reset>

(2) 書面で在留届を提出された方

●本帰国された方のお名前（ローマ字、全員分）と生年月日（西暦、全員分）、帰国年月日をこのメールにご返信ください。

※本メールは、作業の都合上、本調査専用アカウント「CONSULATE2 <consulate-2@br.mofa.go.jp>」からお送りしています。当事務所へのメールによる一般的な照会・相談は、以下の連絡先をお願いします。

(ご連絡先)

○在ジュネーブ領事事務所

電 話 : +41-(0)22-716-9900

メール : consulate@br.mofa.go.jp (一般的な照会・相談はこちら)

consulate-2@br.mofa.go.jp (本調査の返信はこちら)

住 所 : 82, rue de Lausanne, 1202 GENEVE, SUISSE

ホームページ : http://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/index_j.htm